平成 29 年度　第 1 回 金沢市介護保険運営協議会	資料４－２
平成 29 年 8 月 10 日	

生活支援コーディネーター及び協議体の設置について

介護保険の制度改正により、平成27年度から生活支援コーディネーター及び協議体の設置が各自治体に求められており、「第１層、第２層の全圏域において、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置を行うこと」とされている。

１　生活支援コーディネーター

(1) 設置目的

・資源開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施することにより、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進する。

(2) 役割

①資源開発　②ネットワーク構築　③マッチング

２　協議体

(1) 設置目的

・市町村が主体となって、「定期的な情報の共有・連携強化の場」として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。

(2) 役割

①地域ニーズの把握　②企画、立案、方針策定を行う場　③情報交換の場　等

３　生活支援コーディネーター及び協議体設置（案）の検討について

区　分	協議体	コーディネーター
全市区域（第１層）	**介護予防・生活支援専門部会（決定）**	（例）（検討） 介護予防・生活支援専門部会委員
日常生活圏域（第２層）	（例）市社会福祉協議会主催の会議 地域包括支援ｾﾝﾀｰ運営懇談会など	（例）市社会福祉協議会職員 地域包括支援ｾﾝﾀｰ職員など
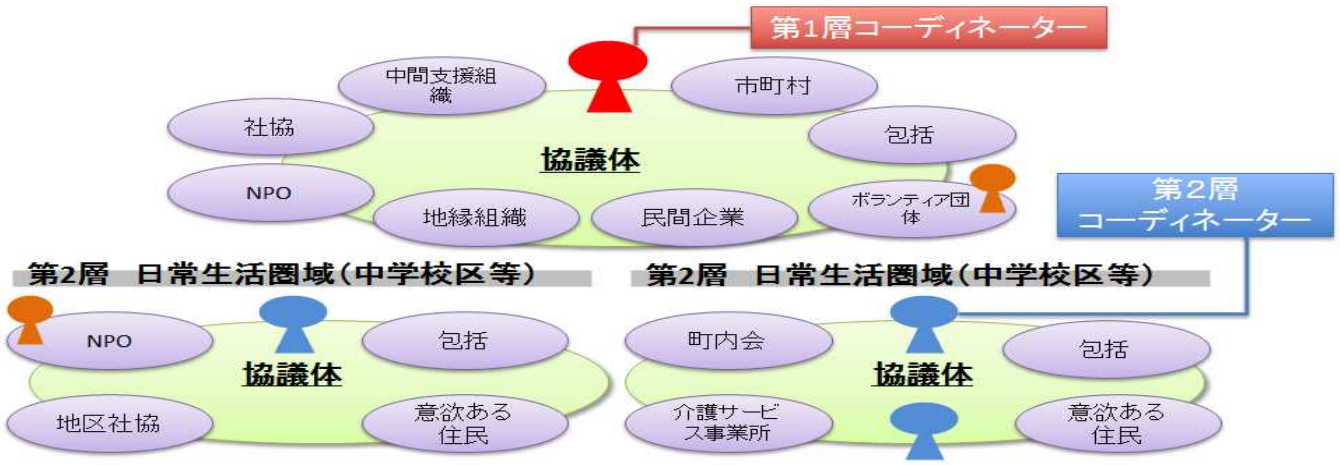
コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ